

第 1 回

馬 頭 町 ・ 小 川 町
合 併 協 議 会 会 議 録

平成 1 6 年 1 1 月 2 2 日 (月)

第 1 回馬頭町・小川町合併協議会 会議録

日 時 平成 1 6 年 1 1 月 2 2 日 (月)

午後 1 時 3 0 分から

場 所 馬頭町山村開発センター

1 開 会

2 会長及び副会長あいさつ

3 委員委嘱状交付及び事務局職員紹介

4 議 事

(1) 報告事項

報告第 1 号 馬頭町・小川町合併協議会規約及び規程等について

報告第 2 号 会長及び副会長の選任について

報告第 3 号 馬頭町・小川町合併協議会会議傍聴要領及び馬頭町・小川町合併協議会
会議録等閲覧要領について

(2) 議決事項

議案第 1 号 馬頭町・小川町合併協議会会議運営規程について

議案第 2 号 平成 1 6 年度馬頭町・小川町合併協議会事業計画及び歳入歳出予算につ
いて

(3) 協議事項

協議第 1 号 合併協定書協定項目について

協議第 2 号 合併の方式について (協定項目 1)

協議第 3 号 合併の期日について (協定項目 2)

協議第 4 号 新町の名称について (協定項目 3)

協議第 5 号 新町の事務所の位置について (協定項目 4)

協議第 6 号 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて (協定項目 6)

協議第 7 号 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて (協定項目 7)

(4) その他

新町建設計画策定方針について

合併想定スケジュール及び合併協議会開催日程について

5 その他

6 閉 会

出席した委員（会長等含む。）【計 24 名】

会 長 川 崎 和 郎

副 会 長 渡 辺 良 治

委 員 岡 忠 一 藤 澤 柁 夫 大 金 伊 一 高 瀬 了
矢 内 修 石 田 彬 良 福 島 泰 夫 杉 本 益 三
大 金 進 篠 江 求 岡 豊 子 益 子 栄 子
岩 村 文 郎 藤 田 眞 一 小 峰 直 人 塚 原 博
川 上 宗 男 船 山 伸 郎 佐 藤 勝 夫 山 沢 文 子
佐々木 文 子 亀 田 昇

欠席した委員 【計 1 名】

田 村 澄 夫

監査委員の出席 【計 2 名】

小 沼 功 一 薄 井 秀 雄

事務局の出席 【計 8 名】

齋 藤 裕 一 藤 田 悦 男 岩 村 房 行 板 橋 了 寿
沼 田 一 也 大 森 親 久 吉 住 二 郎 小 松 重 隆

〔開始時刻：午後 1 時 3 0 分〕 〔終了時刻：午後 3 時 3 9 分〕

事務局次長（藤田悦男君） 皆さん、こんにちは。

本日はお忙しい中を馬頭町・小川町合併協議会にご出席をいただきまして、ありがとうございます。

1 開 会

事務局次長（藤田悦男君） 定刻になりましたので、これより第1回馬頭町・小川町合併協議会を始めさせていただきます。

本日の司会をいたします、私、事務局次長の藤田と申します。よろしく願いいたします。

2 会長及び副会長あいさつ

事務局次長（藤田悦男君） それでは、早速会議に入らせていただきますが、会議に先立ちまして、会長及び副会長にごあいさつをいただきたいと思います。

正副会長は、後程ご報告いたします馬頭町・小川町合併協議会規約に基づきまして、11月16日に2町の町長が協議をいたし、会長に川崎和郎馬頭町長、副会長に渡辺良治小川町長が選任されております。

まず初めに、当協議会会長であります川崎会長よりごあいさつをお願いしたいと思います。

会長（川崎和郎君） 皆さん、こんにちは。

本日は、馬頭町・小川町合併協議会第1回の協議会に、何かとお忙しいところご出席をいただき大変ありがとうございます。

両町の合併につきましては、皆さんご案内のように南那須4町の合併が白紙になったと、そういう経過を踏まえながら、両町が今後のそれぞれの町の生きる方策として、合併研究会等で協議をいたしましてこの第1回の協議会に至った次第でございます。

これ以前に、今月の11月12日に両町がそれぞれ臨時議会におきまして馬頭町・小川町の合併協議会設置の議決をいただき、続きまして16日には馬頭町・小川町合併協議会設置につきまして県知事の方に設置の届出を行ったところでございます。

国が中央集権から地方分権時代へと、そういうふうなことを言われて久しいわけですが、この間、国の財政的な逼迫に合わせまして、現在、三位一体改革というようなことで、いろいろな改革が進んでいるところであります。そういう状況の中で、この地域にありましては少子高齢化というような大変今までにないような局面を迎えておるところでありまして、三位一体改革の中でも、ますます地方の行政に対する国の対応というのは大変厳しいものがあると、そういうふうな中で、特に財政面におきましても毎年交付税の削減を初めとするいろいろな形での厳しさがひしひしとしている状況であります。

こういうふうな中で、やはりこの合併は、住民の立場でどうあるべきかと、こういうふうなことをいろいろな形で論議をしてきたわけですが、従来からの県の示された枠組みの中

で、馬頭町・小川町の合併というふうな経過の中で両町が合併に向けて協議を進めてきたところでございます。

幸いにいたしまして、この馬頭、小川町、従来からいろいろな形での交流も多かったと、生活や習慣、文化、そういうふうな面でも一体的な面が多くあったわけでありまして、そういうふうな点では従来の4町との合併とは大きく違うのではなからうかなと思います。

こういう同じような地域が一体となって、これからの大変財政の厳しい状況の中で住民に対するサービスの低下をいかに食い止めていくかと、こういうふうなことが我々行政に負わされた大きな責務であると、このように考えておるところでございます。

幸いにいたしまして、西の四万十川、東的那珂川と、こういうふうなことを従来から言われておりますし、清流那珂川を中心としたこれからのこの地域の活性化というふうなものをいかに進めていくかというふうなこと、こういうすばらしい自然環境、特にこの日本の原風景が残っている地域、こういうふうなことをこの馬頭町、小川町には言われてきておるところでございます。こういうふうな自然環境というものを活かしながら、いかにしてこの地域の活性化を図っていくかというふうなことは大変重要なことであろうかと、このように思います。

いずれにいたしましても、合併の基本はやはり信頼と協調だと、信頼と協調をキーワードにしてこれからこの両町がめでたく合併できますよう、協議会委員の皆様の更なるご協力、ご尽力をいただきまして、所期の目的が達成するよう努力をする所存でございますので、皆様方の更なるご支援をお願い申し上げます、甚だ簡単でございますが、ごあいさつに代えさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

事務局次長（藤田悦男君） ありがとうございます。

次に、副会長の渡辺小川町長よりごあいさつをいただきます。

副会長（渡辺良治君） 副会長を仰せつかりました小川町長の渡辺であります。

ごあいさつは、只今会長がおっしゃったとおりでありますけれども、前回の4町合併協議会に際しましては、設立の看板を掲げ、それから破綻をして看板を降ろし、大変じくじたる思いをしながら看板をかけたたり下げたりしてきたところではありますが、今回は去る11月16日に小川・馬頭両町長、小川・馬頭両議長そろって馬頭町・小川町合併協議会の看板を掲げました。今回は合併を成功させて、達成感を持って看板を降ろしたい、固い決意のもとに看板を掲げたところでもあります。

前回の4町合併の際にも私、協議会冒頭で申し上げました。4町ともこのままで行けば早晚収支逆転すると、財政的に破綻する、ですから合併は避けて通れない。それから、地方分権の受け皿としても合併はぜひ必要であると、こういう共通認識のもとに合併協議会が設立されたはずであります。しかしながら、協議の過程で感情論であるとか、あるいは一部不信感である

とか、結果的にああいう残念な結末を迎えてしまったわけであります。

今回の馬頭町・小川町の合併につきましては、小川町、馬頭町の財政の状況、これは住民アンケート調査をする際に財政のシミュレーション等々を住民の皆様にお示しをしました。ああいう状況を真摯に理解をし、そして今回は合併に向けて成功させなければならないと、このように思っているところであります。そのためには、何と言いましても、我が町にとって合併がどういうメリットがあるのか、この合併が我が町にとってデメリットは何かということではなくて、新しく誕生するであろう新しい町にとって何がいいのか、何を強調して、何を我慢するか、こういう考え方に立つのが私は基本であろうと、このように思っているところであります。

どうぞ今回は冷静な、しかも熱い、建設的なご議論、ご協議をちょうだいしますように切に、切にお願いを申し上げる次第であります。どうぞ今回も又よろしくお願いを申し上げまして、極めて簡単ですがごあいさつに代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

事務局次長（藤田悦男君） ありがとうございます。

3 委員委嘱状交付及び協議会事務局職員紹介

事務局次長（藤田悦男君） 続きまして、委員並びに監査委員の方に委嘱状の交付を行います。

交付に際しましては、私が委員の皆様のお名前をお呼びいたします。会長が皆様の席の前に参りましたら、その場でご起立の上、委嘱状をお受け取りください。

それでは、会長お願いいたします。

岡忠一様。

会長（川崎和郎君） 委嘱状。岡忠一様。あなたを馬頭町・小川町合併協議会委員に委嘱します。平成16年11月16日。馬頭町・小川町合併協議会会長、川崎和郎。よろしくお願いいたします。

事務局次長（藤田悦男君） 大金伊一様、矢内修様、石田彬良様、大金進様、篠江求様、岡豊子様、益子栄子様、岩村文郎様、藤田眞一様、小峰直人様。

続きまして、小川町の委員さんにかかります。藤澤柁夫様、高瀬了様、福島泰夫様、杉本益三様、塚原博様、川上宗男様、船山伸郎様、佐藤勝夫様、山沢文子様、佐々木文子様、亀田昇様。

続きまして、監査委員の方、お願いいたします。小沼功一様、薄井秀雄様。

以上で委嘱状の交付を終わります。

続きまして、11月16日に発足いたしました合併協議会事務局職員のご紹介をいたします。

事務局長の齋藤でございます。

事務局長（齋藤裕一君） 齋藤です。よろしくお願いします。

事務局次長（藤田悦男君） 小川町でございます。計画調整班長の板橋でございます。

計画調整班長（板橋了寿君） よろしく申し上げます。

事務局次長（藤田悦男君） 小川町でございます。計画調整班の沼田でございます。

計画調整班（沼田一也君） よろしく申し上げます。

事務局次長（藤田悦男君） 同じく小川町でございます。同じく計画調整班の吉住でございます。

計画調整班（吉住二郎君） よろしく申し上げます。

事務局次長（藤田悦男君） 馬頭町でございます。同じく計画調整班の大森でございます。

計画調整班（大森親久君） よろしく申し上げます。

事務局次長（藤田悦男君） 同じく馬頭町でございます。同じく計画調整班の小松でございます。

計画調整班（小松重隆君） よろしく申し上げます。

事務局次長（藤田悦男君） 小川町でございます。総務班の岩村でございます。

総務班（岩村房行君） よろしく申し上げます。

事務局次長（藤田悦男君） 馬頭町でございます。

以上の8名が事務局職員であります。よろしくお願いいたしますと思います。

ここで、監査委員の方々、ご退席をいたします。

監査委員の方々には、本日は大変ありがとうございました。

（監査委員退場）

事務局次長（藤田悦男君） 次に、本日お配りしてあります資料の確認をさせていただきます。

お手元に本日の会議次第があるかと思えます。なお、先日送付いたしました第1回合併協議会資料をご持参いただいているかと思えます。もし、不備な点等がありましたら事務局までご連絡ください。

以上で資料の確認を終わります。

議事に入ります前に、本日の会議には委員23名中22名の委員が出席しております。馬頭町・小川町合併協議会規約第10条第1項により、会議の開催には委員の3分の2以上の者の出席の要件を満たしていることをご報告いたします。

それと、申し遅れましたが、本日、市町村課長の田村澄夫委員につきましては、選挙書記長会議等がございまして欠席となっております。よろしくお願いいたしますと思います。

それでは、議事に入らせていただきますが、議事の進行につきましては、規約第10条第2

項の規定により川崎会長にお願いをいたします。

4 議 事

議長（川崎和郎君） 規約の定めにより、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。皆様のご協力により円滑に会議が進行できるよう、ご協力をお願い申し上げます。

まず、会議を進める前に、会議録署名委員2名を指名させていただきます。今回は、大金伊一委員と高瀬了委員にお願いをいたします。

それでは、早速議事に入りたいと思いますが、議事の進行上、報告事項のうち報告第1号、2号が終わりましたら、先に議案第1号を審議させていただいてから改めて報告第3号についてご報告させていただきます。そういうことで進めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、報告第1号について事務局から説明をお願いいたします。

事務局長（齋藤裕一君） それでは、報告第1号について説明申し上げます。

協議会資料の1ページをお開きいただきたいと思います。

報告第1号に入ります前に、1ページの左側、左のページの合併協議会へ提案する事項の分類方法について、これを先に説明させていただきたいと思います。

合併協議会へ提案する事項の分類方法でございますが、その定義につきましては報告事項、それから議決事項、それと協議事項の3つに区分しております。

まず、報告するもの、これにつきましては意思決定を要しないもので、報告を受けまして共通認識を要する事項でございます。規約等によりまして会長が定めた事項及び2町の長が協議して定めた事項などがございます。この報告事項につきましては、提案番号の表記を「報告第何号」といたします。

次に、議決するもの、これは意思決定を要するもので、協議会におきまして会議に諮り決定すべき事項でございます。この議決事項は、提案番号の表記を「議案第何号」といたします。

次に、協議するもの、これにつきましては意思決定を要するもので、協議会規約第3条の規定によりまして協議し確認する事項、具体的には、主として協定項目についての協議の場合でございます。この協議事項は、提案番号の表記を「協議第何号」といたします。

なお、継続協議となった場合には、枝番を付けまして「協議第何号の幾つ」というような形で表記してまいります。ご理解をいただきたいと思います。

それでは、報告事項に入りますので、1ページをご覧くださいと思います。

報告第1号 馬頭町・小川町合併協議会規約及び規程等について

馬頭町・小川町合併協議会規約及び規程等を次のとおり定めたので報告する。

1 馬頭町・小川町合併協議会規約

- 2 馬頭町・小川町合併協議会調整会議規程
- 3 馬頭町・小川町合併協議会事務局規程
- 4 馬頭町・小川町合併協議会財務規程
- 5 馬頭町・小川町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程
- 6 馬頭町・小川町合併協議会専門部会設置要領
- 7 馬頭町・小川町合併協議会分科会設置要領

会議資料をあらかじめお送りしておりますので、目を通していただいたものと思います。本日は朗読を省略いたしまして、要点のみの説明に代えさせていただきます。

2 ページをお開きいただきたいと思います。

最初に、馬頭町・小川町合併協議会規約でございますが、合併協議会の設置、協議会の組織、会議の運営等、合併協議会の主要な事項を定めたものでございます。

第1条は、この協議会の設置で、その根拠を地方自治法及び市町村の合併の特例に関する法律に基づくものとしております。

第2条は、協議会の名称を「馬頭町・小川町合併協議会」と称するものでございます。

第3条は、協議会の事務で、合併に関する協議、建設計画の作成などを挙げております。

第4条は、協議会の事務所を馬頭町山村開発センター内に置くと定めたものでございます。

第5条は、本協議会の組織について定めたものでございます。この組織につきましては、地方自治法上、正副会長と委員は別な者であるという位置付けがなされておまして、その関係上、「会長、副会長及び委員」という表現をしております。

第6条、第7条では、正副会長の選任については2町の長の協議によるというようなことを定めております。

それから、第8条は、本協議会の委員となるべき者の範囲を定めたものですが、委員は2町からそれぞれ町長及び助役、議長、議会選出の議員2名、その他に2町長が協議して定めた学識経験者の15名、合計25名でございます。

なお、委員につきましては、条文では明らかになっておりませんが、本条で規定される委員のうち、会長、副会長に選任された者は先程の第5条の規定の解釈を受けまして、委員ではなく、その選任された職をもって本協議会の構成員となると解釈されております。言いかえれば、委員は「会長及び副会長に選任された者を除く」という形になります。今後の協議会の中で、協議会委員といった場合には会長及び副会長は原則として含まれませんので、ご理解をいただきたいと思います。

飛びまして、第10条は、会議の運営で会議の成立は委員の3分の2以上の出席を要するというのを定めております。

第11条では調整会議、第12条では事務局を置くことを定めております。

第13条以下、経費の負担、監査、財務に関する事項、協議会解散の場合の措置などについて定めております。

4ページをお開きいただきたいと思います。

次に、馬頭町・小川町合併協議会調整会議規程でございます。

この調整会議は規約に基づいて設置するもので、合併協議会に提案する事項について協議することなどが所掌事項でございます。他の協議会では「幹事会」という名称の組織にあたるものでございます。

組織につきましては第3条で規定してございますけれども、5ページの別表をご覧くださいと思いますが、調整会議の委員は町長を含めてそれぞれの町から6名、計12名で構成をしております。

なお、この調整会議の下部組織として、第9条により専門部会、第10条により分科会を置くことができることになっております。

6ページをお開きいただきたいと思います。

馬頭町・小川町合併協議会事務局規程でございます。

規約に基づいて事務局について定めたものでございます。

合併協議会の事務につきましては第2条にありますようなものですが、合併の準備事務も行うように定めております。

組織につきましては、第3条で総務班と計画調整班を置くこととしてあります。具体的には8ページをご覧くださいと思いますが、別表第1が分掌事務でございます。

なお、分掌事務といたしましては、合併に係る協議に関するだけでなく、合併の議決が得られた場合には合併の準備事務についても関わっていくこととしてございます。

10ページをお開きいただきたいと思います。

馬頭町・小川町合併協議会財務規程でございます。

合併協議会の財務に関して必要な事項を定めてございます。

歳入歳出予算及び決算については協議会に諮ること、会計年度は地方公共団体の会計年度によること、その他予算の執行等について規定をしております。また、特に定めがないものにつきましては馬頭町の例によることとなっております。

13ページをお開きいただきたいと思います。

馬頭町・小川町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程でございます。

協議会委員等の報酬及び費用弁償について定めたものでございます。

第2条で協議会の委員及び監査委員の報酬を日額5,000円、第3条で費用弁償の額を1,000

円とし、いずれも町長及び助役、議員、県職員等には支給しないと定めております。

14ページをお開きいただきたいと思います。

馬頭町・小川町合併協議会専門部会の設置要領でございます。

この専門部会は調整会議の下部組織で、調整会議の長の指示により協議会に提案する事項などについて専門的に協議調整する組織でございます。15ページ、別表のとおり、総務部会以下9の部会がございます、その構成員は関係課長等ということになっております。

16ページをお開きいただきたいと思います。

馬頭町・小川町合併協議会分科会設置要領でございます。

この分科会は専門部会の下にあって、協議会に提案する事項などについて専門的かつ詳細に協議調整する組織でございます。17ページ、18ページの別表のとおり、分科会は全部で39ございまして、それぞれ専門部会につながっております。この分科会の構成員は関係事務事業の担当係長や担当職員でございます。

大変雑駁でございましたが、馬頭町・小川町合併協議会規約及び規程等について、報告は以上でございます。

議長（川崎和郎君） 只今、報告第1号 馬頭町・小川町合併協議会規約及び規程等について事務局長から説明がありましたが、この件に関しまして何かご質問等がありましたらお願いいたします。

なお、質問のある方は挙手をして、お名前を言ってから発言をお願いしたいと思います。

どうぞ。何かございませんか。

（発言する者なし）

議長（川崎和郎君） ないようでしたら次に進めたいと思います。よろしいでしょうか。

（「はい」と言う声あり）

議長（川崎和郎君） ありがとうございます。

それでは、報告第2号について事務局から内容の説明を求めます。

事務局長（齋藤裕一君） それでは、正副会長の選任の報告を行いますが、会議資料の19ページをお開きいただきたいと思います。

報告第2号 会長及び副会長の選任について

馬頭町・小川町合併協議会規約第6条第1項及び第7条第1項の規定に基づき、会長及び副会長を選任したので次のとおり報告する。

会長 川崎和郎 馬頭町長

副会長 渡辺良治 小川町長

合併協議会規約に基づきまして、2町の町長の協議により只今申し上げたとおり選任された

ものでございます。

以上でございます。

議長（川崎和郎君） 只今、報告第2号 会長及び副会長の選任について事務局から説明を受けましたが、この件に関して何かご質問ございましたらばお願いいたします。

（「ありません」という声あり）

議長（川崎和郎君） では、発言がないようですので次に進ませていただきます。

議案第1号について事務局から説明を求めます。

事務局長（齋藤裕一君） 議案第1号について提案し、説明を申し上げたいと思います。

資料の27ページをお開きいただきたいと思います。

馬頭町・小川町合併協議会会議運営規程について

馬頭町・小川町合併協議会会議運営規程について、別紙のとおり提案する。

28ページをお開きいただきたいと思います。

馬頭町・小川町合併協議会会議運営規程（案）につきましては、朗読は省略させていただきます。要点のみの説明とさせていただきます。

この会議運営規程は、合併協議会規約第10条第3項の規定によりまして、会議に諮って定めるということになっているものでございます。

第1条は、会議の運営に関し必要な事項を定めることとした趣旨でございます。

第2条は、基本方針で、会議を原則公開とすること、公開しない場合は出席委員の4分の3以上の賛同が必要と定めるものでございます。

第3条は会長及び副会長の会議運営の責務、第4条は会議の開閉会の宣告、委員の発言許可について定めるものでございます。

第5条は、会議の議事については全会一致を原則とすること、意見が分かれた場合は委員の3分の2以上の賛同により議事を進めることとするものでございます。

第6条は会議の傍聴について、第7条は会議録の調製及び会議録に署名する委員について、第8条は会議録の原則公開についてそれぞれ定めるものでございます。

第9条は議事の妨害行為等の制限について、第10条は会議への関係者の出席について定めるものでございまして、第11条は委任規定でございます。

附則の施行日は、議決の日、本日からということでございます。

以上で説明を終わります。

議長（川崎和郎君） 只今、議案第1号 馬頭町・小川町合併協議会運営規程について事務局から説明がありましたが、この件に関しまして質問ございませんか。

（「なし」という声あり）

議長（川崎和郎君） 質問がないようですので、質問を打ち切り、採決に入ります。
議案第1号に関しましてはご異議ございませんか。

（「なし」と言う声あり）

議長（川崎和郎君） それでは、議案第1号は異議なしと認め、原案どおり決定といたします。

それでは、改めて報告第3号について事務局から内容の説明を求めます。

事務局長（齋藤裕一君） それでは、会議傍聴要領及び会議録等閲覧要領の報告を行います。
会議資料の20ページをお開きいただきたいと思います。

報告第3号 馬頭町・小川町合併協議会会議傍聴要領及び会議録等閲覧要領について

馬頭町・小川町合併協議会会議運営規程の議決に伴い、同規程第6条第2項及び第8条第2項の規定に基づき、馬頭町・小川町合併協議会会議傍聴要領及び馬頭町・小川町合併協議会会議録等閲覧要領を次のとおり定めたので報告する。

- 1 馬頭町・小川町合併協議会会議傍聴要領
- 2 馬頭町・小川町合併協議会会議録等閲覧要領

会議傍聴要領及び会議録等閲覧要領についてでございますが、これにつきましても朗読を省かせていただきまして、要点のみの説明とさせていただきますと思います。

21ページをご覧くださいと思いますが、会議傍聴要領、この要領は協議会の傍聴に関して必要な事項を定めたものでございます。

第2条で傍聴人の定員、第3条、第4条で傍聴人の手続き及び傍聴証の交付、返還等に関することを定めております。

第5条では傍聴することができない者の定め、第6条以下、傍聴人の守るべき事項などを規定しております。

25ページをお開きいただきたいと思います。

馬頭町・小川町合併協議会会議録等閲覧要領

この要領は、合併協議会の会議録及び会議に提出された文書の閲覧に関して必要な事項を定めたものでございます。

第2条では何人も閲覧の請求ができること、第3条では閲覧に供する会議録等の内容に関すること、第4条では閲覧の申出、第5条では閲覧の場所や時間を規定し、第6条では写しの交付などについてを定めております。

報告第3号につきましては以上でございます。

議長（川崎和郎君） 只今、報告第3号 馬頭町・小川町合併協議会会議傍聴要領及び馬頭町・小川町合併協議会会議録等閲覧要領について事務局から説明を受けましたが、この件に関

しまして何かご質問ございませんか。

(発言する者なし)

議長(川崎和郎君) ないようでしたら次に進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

議長(川崎和郎君) ここでお断りをしておきたいと思います。会議における傍聴人及び会議録署名委員の関係ですが、会議運営規程議決の前に行いましたが、会議運営規程に基づく会議傍聴要領及び会議録等閲覧要領によって行ったものとみなしていきたいと考えておりますので、委員皆様のご理解をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

議長(川崎和郎君) ありがとうございます。

続きまして、議案第2号について事務局から説明を求めます。

事務局長(齋藤裕一君) 平成16年度馬頭町・小川町合併協議会事業計画及び歳入歳出予算について提案し、説明を申し上げたいと思います。

30ページをお開きいただきたいと思います。

議案第2号 平成16年度馬頭町・小川町合併協議会事業計画及び歳入歳出予算について

平成16年度馬頭町・小川町合併協議会事業計画及び歳入歳出予算について、別紙のとおり提案する。

- 1 平成16年度馬頭町・小川町合併協議会事業計画(案)
- 2 平成16年度馬頭町・小川町合併協議会歳入歳出予算(案)

事業計画(案)及び歳入歳出予算(案)いずれも朗読を省略させていただきまして、要点のみの説明とさせていただきます。

31ページをご覧いただきたいと思います。

平成16年度馬頭町・小川町合併協議会事業計画(案)について説明いたしますが、その前に、ミスプリントがございますので訂正をお願いいたします。1の(2)新市町建設計画の協議の「新市町」の「市」を削除していただきまして、「新町」というふうにご訂正を願いたいと思います。

それでは、説明を申し上げます。

- 1 次の項目の協議を行うため協議会を開催する。

これにつきましては、合併協定項目の協議、新町建設計画の協議、その他合併に関する協議を行うため、協議会の会議を定期的で開催してまいります。

- 2 新町発足に関する事務事業を行う。

(1)の新町建設計画策定業務につきましては、合併特例法による建設計画の策定を行って

いくこと、また(2)の事務事業一元化業務につきましては、協定項目の調整のほか、約1,800項目になる事務事業のすり合わせなどを行っていくものでございますが、これらにつきましては、事務局職員や各町の担当職員だけで法期限内にまとめることは非常に困難でございますので、一部につきましては業務委託等で対処してまいりたいと考えているところでございます。その他合併に係る事務事業に関する業務を行っていくものでございます。

3 広報広聴業務を行う。

これにつきましては、通常、ほかの合併協議会では協議会だよりの発行、あるいは独自でホームページを開設しているわけでございますが、こういうことを行わずに2町の広報紙、それから2町のホームページに掲載をお願いして、合併協議会の動き、それから会議の内容等を2町の町民の皆様にお知らせしていくということとするものでございます。

資料の32ページをお開きいただきたいと思えます。

平成16年度の歳入歳出予算(案)について説明いたします。

歳入歳出総額はそれぞれ1,250万1,000円でございます。

それでは、順次説明をしてまいります。

歳入ですが、1款1項負担金1,000万円。2町からの負担金でございます。2町の均等割で、1町が500万円となっております。

2款1項補助金250万円。県からの合併推進支援補助金を計上してございます。

3款1項諸収入1,000円。預金利子を見込みました。

以上、歳入合計は1,250万1,000円でございます。

次に、歳出でございますが、1款運営費1項会議費1節報酬65万円。これは協議会委員及び監査委員の報酬でございます。

9節旅費1万6,000円。これは協議会委員等の費用弁償でございます。

11節需用費8万6,000円。これは協議会開催時の食糧費、そして飲み物でございます。

2項事務費9節旅費3万円。事務局職員の旅費でございます。

11節需用費109万円。事務に必要な消耗品類のほかに公用車の燃料費、それから物品等の修繕料などを見込んでございます。

12節役務費41万5,000円。電話料などの通信費、郵送料、手数料などでございます。

13節委託料109万2,000円。会議録の作成委託料でございます。

14節使用料及び賃借料100万3,000円。協議会開催のための会場借上げ料、それからコピー機等事務機器の借料でございます。

18節備品購入費24万2,000円。これは協議会の会長印、協議会会議の録音のためのマイク設備、それから電話機等の物品購入費でございます。

2 款事業費 1 項事業推進費11節需用費118万2,000円。これは新町の名称候補募集チラシ印刷費、住民説明会パンフレットの作成費、建設計画書の製本費、調印式関係費等を計上してございます。

13節委託料619万5,000円。これは建設計画策定支援業務、地域情報化調査研究業務、電算システム統合事前調査、例規事前調査等業務などの委託料でございます。

3 款予備費 1 項予備費 1 節50万円。

歳出合計1,250万1,000円でございます。

以上で歳入歳出予算（案）の説明を終わります。

以上でございます。

議長（川崎和郎君） 只今、議案第2号 平成16年度馬頭町・小川町合併協議会事業計画及び歳入歳出予算について事務局から説明がありました。この件に関し何か質問がございましたらお願いしたいと思います。

（「ありません」という声あり）

議長（川崎和郎君） それでは、質問がないようですので採決に入ります。

議案第2号に関して改めてご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（川崎和郎君） それでは、議案第2号は異議なしと認め、原案どおり決定をいたします。

続きまして、協議第1号 合併協定書協定項目について事務局から提案及び内容の説明を求めます。

事務局長（齋藤裕一君） 合併協定書協定項目の提案をし、説明を申し上げたいと思います。会議資料の33ページをご覧くださいと思います。

協議第1号 合併協定書協定項目について

合併協定書協定項目について、別紙のとおり提案する。

会議資料の34ページをご覧くださいと思います。

合併協定書協定項目でございますが、これは現時点で想定される合併協定項目を挙げたものでございます。この合併協定項目につきましては、最初にこの項目をご確認いただきまして、その後、この項目ごとに調整した内容を協議会で協議をしていくという形になるわけでございます。

この中で基本4項目と言われるものが整理番号の1から4までございまして、合併の方式、合併の期日、新町の名称、新町の事務所の位置ということになります。また、市町村の合併の特例に関する法律、いわゆる合併特例法によるものが6から10までとなります。それともう

一つ、項目区分では一番下になります市町村建設計画、これが特例法に係るものでございます。

大きな項目では26項目、その中で25番の各種事務事業の取扱いにつきしては更に19項目ございまして、全体では44項目になります。これらの項目につきましては、先進事例やさきの南那須地区合併協議の経験から事務局で精査したものでございます。それぞれの詳細につきましては、協議事項として協議会に提案の際に説明をさせていただきたいと思っております。時間の関係上、本日は各項目の詳細説明は省略をさせていただきたいと思っております。

なお、委員の皆様には別途資料でこの概要を用意してありますので、後でご覧いただければというふうに思っております。

次に、35ページの事務事業調整方針（案）でございます。

協定項目を初め各種事務事業の調整にあたりましては、調整の方向及び基本的な考え方をどうするのかということがございまして、これを作成しているわけでございます。

2の調整方針では、一体性の確保、住民福祉の向上、負担の公平、健全な財政の運営、行政改革の推進、適正規模の準拠、こういった項目を挙げてございまして、いずれも基本的な内容でございます。

3の基本的な考え方では、調整、協議にあたりましては、新町の速やかな一体化と新たなまちづくりにつなげていくことを基本理念としてございます。

これらにつきましては先進事例等にある内容とほぼ同様でございまして、本協議会で特別付け加えた部分はございませんので、詳細な説明は略させていただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（川崎和郎君） 只今、協議第1号 合併協定書協定項目について事務局から説明がありました。この件に関し何かご意見、ご質問ございましたらお願いします。

ありませんか。

（「ありません」という声あり）

議長（川崎和郎君） ないようですので、改めてお諮りをいたします。

協議第1号 合併協定書協定項目については、原案どおりとすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（川崎和郎君） ありがとうございます。

協議第1号 合併協定書協定項目については異議なしと認め、全会一致で原案のとおり確認をされました。

大変順調に来ていますが、ここで2時半まで休憩をさせていただきます。では、2時半に再開しますのでよろしく申し上げます。

午後 2時18分 休憩

午後 2時30分 再開

議長（川崎和郎君） それでは、再開いたします。

続きまして、協議第2号 合併の方式について事務局長から提案及び内容の説明を求めます。

事務局長（齋藤裕一君） 合併の方式について提案し、説明を申し上げたいと思います。

会議資料の36ページをお開きいただきたいと思います。

協議第2号 合併の方式について（協定項目1）

合併の方式について、次のとおり提案する。

那須郡馬頭町及び同郡小川町を廃し、その区域をもって新しい町を設置する新設合併（対等合併）とする。

合併の方式についてでございますが、新設合併、編入合併のいずれかになるわけでございますが、これまでの2町の歴史的な経過や、2町がお互いを認め合いながら、また尊重し合いながら新しいまちづくりを進めていくことが最も望ましいという姿だというふうに思いますので、このようなことから新設合併として提案するものでございます。

37ページに新設合併と編入合併について比較をした資料がございますけれども、ご覧いただきたいと思います。

新設合併についてのみ説明をいたしたいと思います。

定義といたしましては、2つ以上の市町村を廃して、その区域に新たに1つの市町村を置くこと、これが定義でございます。市町村の名称につきましては、新たな名称を定めることとなります。

事務所の位置につきましては、新たに決定する必要があります。

それから、首長の身分につきましては、合併関係の市町村の首長はすべてその身分を失いまして、新首長は新しい市町村で選挙により選任されることとなります。

議員の身分は、原則では首長と同様に身分を失いますが、新しい市町村の定数で選挙により選任されることとなります。また、合併特例法によりましては、最初の選挙による在任期間に限り法定定数の2倍までの議員を置くことができる定数特例、それから合併関係市町村の議員はそのまま2年以内の期間在任することができる在任特例がございます。

農業委員会の委員の身分につきましても原則と特例がございます。原則では新たに選挙を行うこととなりますが、特例では80人以内の範囲で1年以内の在任をすることができるという在任特例がございます。

一般職の職員の身分につきましては、新しい市町村に引き継がれます。

特別職の職員の取扱いにつきましては、すべてその身分を失いますが、教育委員会、選挙管理委員会等の委員につきましては、正規の手続きによる委員が選任されるまでの間、特別に選

任手続きが定められております。

条例・規則等につきましては、すべて新たに制定することになります。

また、市町村建設計画につきましては、全域に係る計画を作成する必要があります。

39ページの「新設合併すると」というところを見ていただきたいと思うんですが、これにつきましては、今申し上げたような内容を少し詳しく説明したものでございますので、これらにつきましては又協定項目にも設定されております。協定項目の提案の際に詳しい説明をしたいと思います。

なお、40ページを開いていただきたいと思いますが、ミスプリントがございますので訂正をお願いしたいと思います。「一般職の職員の身分」のところでも1行目の後半「新しい市に身分が」とございますが、これを「新しい町」とご訂正をお願いしたいと思います。

以上で提案説明とさせていただきます。

議長（川崎和郎君） ありがとうございます。

只今、提案されました合併の方式について説明がありましたが、これにつきましてご意見がございましたらお願いしたいと思います。

（発言する者なし）

議長（川崎和郎君） 質問がないようですので、改めてお諮りしたいと思います。

協議第2号 合併の方式については、原案どおりとすることに異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（川崎和郎君） ありがとうございます。

協議第2号 合併の方式については異議なしと認め、全会一致で原案のとおり確認されました。ありがとうございます。

続いて、協議第3号 合併の期日について事務局から提案及び内容の説明を求めます。

事務局長（齋藤裕一君） 合併の期日について提案し、説明を申し上げたいと思います。

資料の41ページをご覧くださいと思います。

協議第3号 合併の期日について（協定項目2）

合併の期日について、次のとおり提案する。

合併の期日は、市町村の合併の特例に関する法律の期限内の平成18年1月1日を目標とする。

なお、正式な合併の期日は、合併協定書の調印までに決定するものとする。

42ページをお開きいただきたいと思います。

留意事項のところを見ていただきたいと思いますが、合併の期日につきましては、ほとんどの合併協議会が、合併に伴って現行合併特例法の財政支援などが受けられるように、現行の合

併特例法の期限内の手続きと合併の期日を目指しております。現行合併特例法の適用を受けるためには、平成17年3月31日までに関係市町村の議会の議決を経まして、県知事に合併の申請を行い、かつ、平成18年3月31日までに合併することが要件でございます。

主な特例措置としましては、議会議員の定数特例、在任特例でございます。

主な財政措置としましては、地方交付税の額の算定特例でございまして、10年間は毎年度、合併しなかったとした場合の市町村の普通交付税の合算額を下回らないという形で算定されます。その後の5年間につきましては、その増加分を段階的に縮減するというものでございます。

もう一つは地方債の特例でございまして、市町村建設計画に基づく事業又は基金の積み立てで、特に必要と認められているものにつきましては、合併後10年間、合併特例債を充当できるというものでございます。

なお、この合併特例債は充当率95%で、その元利償還金の70%が普通交付税で措置されることになっております。

この合併特例債の対象となるのは、市町村建設計画に基づく合併市町村のまちづくりのための建設事業、それから合併後の市町村が地域住民の連帯の強化、合併市町村の区域の地域振興等に対する基金の積み立てというふうになっております。

43ページの3のところをご覧くださいと思います。

期日決定のポイントでございます。点線の枠内に、住民との意見交換や合意形成に要する期間、住民生活への影響、合併に予定される事務事業又は公的行事との関係、協議会の協議の進捗状況、合併時の事務処理、引継ぎの利便性などこういった項目が挙がっておりますが、これらを総合的に判断して期日を決めることが望ましいと考えられております。

合併の期日につきましては、本協議会におきましても、まず平成17年3月31日、本年度末までに県知事に合併の申請を行うこととし、来年度末までに合併することで合併の期日を検討いたしました。

なお、現段階では具体的な期日を特定するには時期尚早との判断から、この時期までには準備もほぼ整うのではないかと見込みまして、目標として法期限内の平成18年1月1日を挙げたものでございます。更に今後の協議の内容、また合併に係る準備、これらがどの程度進むのかといったことを精査した上、合併協定書の調印までには具体的に特定な合併期日を決定することとして提案したものでございます。

以上でございます。

議長（川崎和郎君） ありがとうございます。

只今、協議第3号 合併の期日について事務局長から説明がありました。この件に関しまして何かご意見、ご質問がありましたらお願いをいたします。

(「ありません」と言う声あり)

議長(川崎和郎君) ありがとうございます。

ないようですので、改めてお諮りをいたします。

協議第3号 合併の期日については、原案どおりとすることに異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長(川崎和郎君) ありがとうございます。

協議第3号 合併の期日については異議なしと認め、全会一致で原案のとおり確認をされました。

続いて、協議第4号 新町の名称について事務局から提案及び内容の説明を求めます。

事務局長(齋藤裕一君) 新町の名称について提案して、説明を申し上げたいと思います。

44ページをお開きいただきたいと思います。

協議第4号 新町の名称について(協定項目3)

新町の名称について、次のとおり提案する。

新町の名称については、「新町名称候補募集要領」を定め、馬頭町及び小川町の町民から名称の候補を募集し、協議会で決定する。

45ページの留意事項をご覧くださいと思います。

新町の名称につきましては、合併に伴い2町が廃止となるため、新町の名称を新たに定める必要がございます。

合併市町村の名称の決定方法につきましては、2のところがございますように、一般的な方法として公募方式、アンケート方式、各町持ち寄り方式、小委員会方式などがございます。

なお、この小委員会方式の中では公募を取り入れているところもあるようでございます。

本協議会といたしましては、先進事例やさきの4町合併の協議の経験、また、2町の町民が更にこの合併に対する関心を高める、そういったことも含めて募集方式として提案をいたしました。

続けて、名称候補募集要領について説明いたします。

46ページをご覧くださいと思います。

新町名称候補募集要領(案)でございます。

目的は、ここにありますように住民意識の高揚、住民の参加を図るということで、新町にふさわしい名称の候補を馬頭町と小川町の町民から募集するというところでございます。

2番目、対象者ですが、馬頭町、小川町の町民に限るということでございます。

3番、募集の周知方法、2町の広報紙、ホームページ、それから募集チラシ、各戸配布をお願いしていく考えでございます。それから、その他各情報メディアに依頼するというところで

ざいます。

4 としまして募集の方法、記載内容及び応募の制限等でございますが、まず募集方法につきましては、募集チラシに付いている所定の応募用紙、これを切り取って2町で備え付けの応募箱に投函する、こういうことのほかに官製はがき、ファクス、電子メールなどといったしたいと思っております。

なお、電話では受付を行わないという考えでございます。それと、応募用紙につきましては受取人払いの郵送という形はとりませんので、直接応募箱あるいは職員が預かって応募箱に入るとかそういった方向で進めてまいりたいというふうに考えております。

記載の内容ですが、住所、氏名、電話番号、新町の名称は漢字の場合はふりがなを付すということで、それと新町の名称の理由を付してもらうということでございます。

(3) の応募の制限ですが、応募は1人何点でも可能でございます。但し、同じ名称は1人で1点ということにしたいと。新町の名称につきましては、漢字、ひらがな、カタカナ、これらの組み合わせの表記によるということになります。それから数字、漢数字は除きますが、外国語は使用できないということをお願いしたいと思っております。それから公序良俗に反する名称、長過ぎる名称、こういうものも不可ということでございます。それと「馬頭」、「小川」及び「那須南」は使わないということで、これでないものになりたいということです。

(4) としまして、新町の名称の留意事項、新町の名称の応募にあたって次の条件を1つ以上満たすこととするものです。2町が地理的にイメージできる名称、2町の特徴を表す名称、2町の歴史・文化にちなんだ名称、新町を対外的にアピールできる名称、町民の理想・願いにちなんだ名称、その他新町としてふさわしい名称と。

それから、(5) は応募作品の補作、これについては補作する場合がありますということでございます。

募集期間は16年12月1日から16年12月28日まで、郵送の場合は当日消印有効。

表彰につきましては、新町の名称として採用された作品の応募者に対して開庁式典等において表彰するというので、記念品等は考えてございません。

8、応募作品取扱い、これについては、応募のあった名称の中に新町名としてふさわしい名称がなかった場合は、合併協議会独自の検討案を挙げるができるというもの。それから、応募された名称ごとの数は、新町の名称選定においては単に参考に留めると。それから、応募された作品の一切の権利は合併協議会を構成する馬頭町、小川町に帰属するというもの。それから、同じ読みの名称であっても漢字、ひらがな等で表記が異なる場合には別作品とみなすという形です。応募作品は返却しないと。

応募先は、合併協議会の事務局、このようになっております。

なお、名称決定方法につきましては、この名称の候補の募集が終わりまして、公募の締め切り後に協議会において協議決定するということとなりますが、具体的な名称の選定方法につきましては、後の協議会に提案させていただく予定でございます。

以上でございます。

議長（川崎和郎君） 只今、協議第4号 新町の名称について事務局から説明がありました。この件に関して何かご意見、質問がありましたらお願いをいたします。

（「なし」という声あり）

議長（川崎和郎君） ないようですので、改めてお諮りをいたします。

協議第4号 新町の名称については、原案のとおりとすることに異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（川崎和郎君） ありがとうございます。

協議第4号 新町の名称については異議なしと認め、全会一致で原案どおり確認をされました。

続いて、協議第5号 新町の事務所の位置について事務局から提案及び内容の説明を申し上げます。

事務局長（齋藤裕一君） 48ページをご覧くださいと思います。

協議第5号 新町の事務所の位置について（協定項目4）

新町の事務所の位置について、次のとおり提案する。

- 1、新町の事務所の位置は、栃木県那須郡馬頭町大字馬頭409番地（現馬頭町役場）とする。
- 2、現在の小川町役場は、当面、総合支所として位置付ける。

事務所の位置を現在の馬頭町庁舎としまして、現在の馬頭町庁舎が本庁という形になるわけでございます。小川町の庁舎は当面総合支所と位置付けるとして提案するものでございます。

今後の経済情勢や財政事情、合併後の適正な人員配置、行政改革の推進等々、各種の状況が変わってきますという組織機構等の見直しも当然必要になってまいります。合併後はすぐ職員が減少することはありませんので、合併直後と数年経過後の庁舎の方式については段階的な再編というのも考えられるところでございます。そういうことから「当面」という文言を入れてございます。

49ページをご覧くださいと思います。

度々で申し訳ございません、訂正をお願いいたします。留意事項の上から5行目「新市の事務所」とございますが、これを「新町の事務所」にご訂正願いたいと思います。

資料に沿って説明を申し上げたいと思います。

事務所の位置につきましては、この留意事項にございますように、新設合併の場合は合併後

の新町の事務所の位置を決定しておく必要がございます。その際には住民の利便等にも配慮するという事になって、これも挙げられております。

50ページをご覧いただきたいと思います。

備考に庁舎の方式がございますので、簡単に説明を申し上げたいと思います。

通常は本庁方式でございます。一つの庁舎に主たる機能を集約しまして、これを本庁とします。そして、ほかの庁舎は支所とか出張所という形で行政を運営していくというのがこの本庁方式でございます。

次に分庁方式でございますが、例示してありますように、行政の機能を2町の既存の庁舎に振り分けるということでございます。総務、企画部門、福祉、環境部門をA役場、産業、建設、教育部門をB役場というような形で振り分けたのが分庁方式でございます。

最後は総合支所方式でございます。管理部門、事務局部門につきましては統合しますが、そのほかの機能につきましてはそのまま既存の庁舎に残す方式でございます。

なお、本日提案の総合支所のメリットは、現状に近い状態となるために住民にとってはサービスの提供に対する影響が最小限で済むということが挙げられると思います。デメリットとしては、職員数が必要となり合併による事務の効率化が図られないと、それから新町の一体感に欠ける面がある、こういうことが挙げられております。

51ページは2町の役場の現況でございます。

52ページでございますが、新町における本庁及び総合支所のイメージでございます。

細かく申しますともう少し複雑にはなりますが、簡略化したもので、上が現在の姿、下が当面の新町の姿という形になります。合併前のそれぞれの役場の管理部門、それから事務局部門は統合して一つになりまして本庁に移行いたしますが、それ以外の部門はそのまま残るといった形でございます。ごく簡単にイメージとしてつくったものでございまして、総合支所というものはこういった形になりますよというのを意識するのに一番よろしいかと思ひまして作成をいたしました。

以上でございます。

議長（川崎和郎君） 只今、協議第5号 新町の事務所の位置について事務局から説明がありました。この件に関してご意見、ご質問がありましたらお願いします。

（「異議ありません」という声あり）

議長（川崎和郎君） 異議がないようですので、改めてお諮りいたします。

協議第5号 新町の事務所の位置については、原案どおりとすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（川崎和郎君） ありがとうございます。

協議第5号 新町の事務所の位置については異議なしと認め、全会一致で原案どおり確認がされました。ありがとうございました。

続きまして、協議第6号 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて事務局から内容説明を求めます。

事務局長（齋藤裕一君） 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて提案して、説明を申し上げます。

会議資料の53ページをお開きいただきたいと思います。

協議第6号 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて（協定項目6）

議会の議員の定数及び任期の取扱いについて、次のとおり提案する。

議会の議員の定数及び任期の取扱いについて、提案の部分が空白になっております。こういった提案の仕方は先進事例にございまして、それに倣ったものでございます。考え方といたしましては、この件に関しまして本日提案ということで、協議会の協議の場へ上げたという形でございます。調整案をお示ししなかったのは、この件の調整、協議の方法も含めまして、この場で委員の皆様にご協議をいただきたいと思いますということでございます。この場でもって調整案あるいは調整の方法など、そういった方向性を出していただきたいと思いますということでございます。

なお、先進事例では、このような場合、小委員会を設けたり、関係市町村の議会などにおいて調整案をまとめるというようなこともあるようでございます。

それでは、資料の説明をさせていただきます。

54ページをご覧くださいと思います。

馬頭町、小川町の議会の議員の現況について、定数、それから任期、報酬の状況を載せてございます。

55ページをご覧くださいと思います。

議員の定数及び任期の取扱いに係る選択肢について説明を申し上げたいと思います。

まず、この中の合併特例法を適用しない場合、これについて説明をいたします。

これは特例法を適用しないということで、原則普通はこういう形になるというものでございます。

まず、議員の身分につきましては、合併関係市町村の廃止と同時に失職することになります。任期は、新たな市町村の設置の日から50日以内に行われる選挙、これを設置選挙と言いますけれども、この選挙の日から4年という形になります。

定数は、法に定めのある定数、人口2万人以上の町は26人となっております。

選挙の期日は、先ほど申し上げたように、設置の日から50日以内とされております。

選挙区については、条例で設けることができます。

次に、合併特例法を適用する場合ですが、定数特例と在任特例がございます。

定数特例では、議員の身分につきましては、合併関係市町村の廃止と同時に失職しまして、任期は選挙の日から4年ということで、合併特例法を適用しない場合と同様でございます。

定数につきましては、設置選挙に限りということで、最初の任期のみ、合併関係市町村の協議によりまして法定定数の2倍を超えない範囲で定数を定めることができるとされております。人口2万人以上の町は法定定数が26人でございますので、その2倍、52人、この範囲内で定数を定めることができます。

なお、選挙区を設けることもできます。

在任特例でございますが、議員の身分は、関係市町村の協議により合併後2年を超えない範囲に限り引き続き議員として在任できるというものでございます。任期は2年以内で、協議により定める期間となります。

定数につきましては、合併関係市町村の議会の議員の数でございます、合併時に在職する議員の合計数となります。

なお、この期間が過ぎますと原則に戻り26人以下の定数になります。

在任特例の場合、設置選挙は行いません。

56ページ、57ページ、これにつきましては、新設合併の場合の定数特例と在任特例の法制度と新町において適用する場合を図式化したものでございます。見ていただければお分かりになるかと思っておりますので、説明につきましては省略させていただきます。

58ページは県内の合併協議会、新設合併の場合の合併特例法の適用状況でございます。ご覧をいただければと思います。

以上でございます。

議長（川崎和郎君） 只今、協議第6号 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて事務局から説明がありましたが、この件に関してご意見、ご質疑をいただきたいと思っております。

大金委員。

委員（大金伊一君） 馬頭町の大金です。

この問題、町民の関心の深い重要な問題でございます。今回は、私はこの協議会の中から委員を選んで小委員会的なものをつくって、その中で検討をしてもらったらどうかなというふうに思います。といいますのは、もちろん学識経験者、それから議会代表の委員が中へ入っていただいて検討したらどうかなと、そう思います。

以上です。

議長（川崎和郎君） 只今大金委員のご意見は、小委員会を設置して、その小委員会の中で協議をします。小委員会は、この協議会のメンバーの中から学識経験者委員、それから議会選

出委員を選考して協議をすることがよいのではないかと、こういうことですね。そういうことでありますが、これに関して何かご意見ございますか。

(「賛成」という声あり)

議長(川崎和郎君) 只今は大金委員の意見に対して賛成というご意見がありましたが、ここでちょっと休憩をさせていただきます。

午後 3時01分 休憩

午後 3時07分 再開

議長(川崎和郎君) 再開をいたします。

それでは、議会の議員の定数及び任期の取扱いについては、先程お諮りしたように、議会代表の議員さん3人、それから学識経験者委員から3人の合計各町6人ずつの委員さんを選出いただいて、それで小委員会を設置して、その小委員会で協議をいただくと、こういうことでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

議長(川崎和郎君) ありがとうございます。

それでは、そのように決定をさせていただきます。

ちょっと休憩します。

午後 3時08分 休憩

午後 3時16分 再開

議長(川崎和郎君) それでは、再開をいたします。

休憩中に学識経験者委員の選考をお願いいたしましたので、馬頭町、小川町の順序でそれぞれ発表をお願いします。

委員(岡 忠一君) 馬頭町の互選の結果、学識経験者の篠江求委員さん、それから藤田眞一委員さん、小峰直人委員さんが決定をいたしました。報告いたします。

委員(藤澤 征夫君) それでは、小川町より発表いたします。

塚原博様、佐々木文子さん、亀田昇さん、以上3名でございます。よろしく申し上げます。

議長(川崎和郎君) ありがとうございます。

それでは、改めて事務局長の方から発表させます。

事務局長(齋藤裕一君) それでは、只今互選により選任された方、発表いたします。

馬頭町から篠江求委員さん、それから藤田眞一委員さん、小峰直人委員さん、それから小川町から塚原博委員さん、それから佐々木文子委員さん、それから亀田昇委員さん。

それから、この小委員会的な委員として加わっていただくのは、議会の方からは馬頭町から大金伊一委員さん、それから矢内修委員さん、石田彬良委員さん、それから小川町から高瀬了

委員さん、小川町から福島泰夫委員さん、杉本益三委員さん、以上12名の方になります。

議長（川崎和郎君） 大変ありがとうございました。

そのような12名の方で小委員会の設置をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

それでは、続きまして、協議第7号 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて事務局から内容の説明を求めます。

事務局長（齋藤裕一君） 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて提案し、説明を申し上げたいと思います。

59ページをお開きいただきたいと思います。

協議第7号 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて（協定項目7）

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて、次のとおり提案する。

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについても、先程と同様に提案の部分は空白になっておりますが、これも先進事例にございまして、それに倣ったものでございます。考え方といたしましても、この件に関して先程の議会の議員の場合と同様、本日提案ということで協議会の協議の場に上げて、この協議の場でもって本件の調整、協議の方法も含めてご協議いただきたいというものでございます。

なお、先進事例では、このような場合、小委員会など、あるいは農業委員会の方に依頼をしているというような場合もあるようでございます。

資料の説明をいたします。

60ページをお開きいただきたいと思います。

馬頭町、小川町の農地面積等のほか、農業委員に関する現況でございます。任期、それから定数、委員の報酬、選挙人名簿登載者の登録者数でございます。

61ページをご覧いただきたいと思います。

市町村合併に伴う農業委員会の取扱い、新設合併の場合ということで載せてございます。市町村合併に伴う農業委員会の取扱いについて、これにつきましては原則と在任特例がございません。

原則につきましては、新たに選挙をするわけですが、合併の日から50日以内に設置する一般選挙で選挙が行われて新任の委員さんが定まるということですが、定数につきましては条例で定める数30人以下になりますが、任期は3年以内ということでございます。

在任特例の方ですが、新市町村の委員としては存続することになりますが、定数は協議により80人を超えない範囲で定めた数ということになりまして、任期は合併後1年を超えない範囲で協議で定める期間という形になります。

なお、選任の委員につきましては、原則・在任特例いずれの場合も新たに選任するというこ

とになります。

それから、その下は県内の状況でございます。ご覧のような状況で、原則・定数・在任の別ということでは在任を使っているということが出てございます。

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについては以上でございます。

議長（川崎和郎君） 以上で説明が終わりました。これにつきましてご意見、ご質疑がありましたらお願いしたいと思います。

石田委員。

委員（石田彬良君） 馬頭町の石田と申します。

農業委員会の任期なんですが、馬頭町と小川町では1年位ちょうど改選の任期が違うんですね。それで、これはそれぞれの農業委員会に協議を委ねるということで、本日は継続審議ということでいかなものかと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（川崎和郎君） 只今石田委員からお聞きのような提案がございました。いろいろ任期の差異もあると、そういうふうなことで各町の農業委員会に委ねるということで、今日の段階においては継続協議にしたいと、こういうご意見かと思いますが、いかなものでしょうか。

佐藤さん。

委員（佐藤勝夫君） 小川町の佐藤です。

只今ご提案なされた件でございますけれども、両町の農業委員会、事務局を交えて分科会と申しますか、専門委員会で討議して、それでこの定数、それから任期等について協議を重ね、そしてこの合併協議会に諮っていただけるように努めていければなというふうに思います。決まった内容については、合併協議会の賛同を得て決定するというふうなことでどうでしょうか。

以上です。

議長（川崎和郎君） 佐藤さんのご意見は、事務局を交えた専門委員会で任期、定数について協議をすると。それは、両町別々にやってから一体的にやるというふうに考えていいんですか。その専門委員会の開き方は。

委員（佐藤勝夫君） 一緒で。

議長（川崎和郎君） 一緒で。分かりました。石田委員の意見はやっぱり農業委員会に委ねると、こういうことですし、その委ねる方式としては、今、佐藤委員が言われた専門委員会と事務局を交えて両町で協議をすると、そういうことですね。農業委員会に専門委員会というのがあるんですか。

委員（佐藤勝夫君） 農業委員会独自の事務局がありますから、それと両町の農業委員会で。

議長（川崎和郎君） 両町で専門委員会をやると、要するに農業委員会に任せるということでよろしいですか。それで決めてこの協議会に提出してもらおうと、そういうことでどうですか、

石田さん。そういうことでしょうか。では、佐藤さん、そういうことでよろしいわけですね。石田さんの言われるのも佐藤さんの意見も同じことかと思imasuので。両町の農業委員会で事務局を交えて協議をしていただくと、その結果をこの協議会に報告をすると、報告いただいて協議会で決定をすると、そういうことになるかと思imasuが、それでよろしいですか。

（「はい」と言う声あり）

議長（川崎和郎君） では、今お二人のご意見は同じ内容かと思imasuが、そういうことで決定してよろしいでしょうか。

（「はい」と言う声あり）

議長（川崎和郎君） ありがとうございます。

それでは、農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについては、両町の農業委員会で協議いただき、このように決定をさせていただきます。ありがとうございました。

各委員方のご協力によりまして、事務局が用意いたしました報告事項、議決事項、協議事項につきましては、全て終了いたしました。

（４）のその他に入りますが、及び について、事務局から内容説明をお願いします。

事務局長（齋藤裕一君） それでは、会議次第の方ではその他となっております、新町建設計画策定方針と合併想定スケジュール及び合併協議会開催日程、これを続けて説明させていただきます。

資料では62ページをご覧いただきたいと思imasu。

新町建設計画につきましては、すでに専門部会、分科会協議において素案の策定に着手しております。法期限を考えますと非常に厳しい日程でありますけれども、関係職員一丸となって関わっておりますことを、まずご報告申し上げたいと思imasu。

この建設計画策定にあたりまして基本的な事項を定めたものが、この新町建設計画の策定方針であります。

策定の趣旨は、本計画は市町村の合併の特例に関する法律に基づき、2町の合併による新たなまちづくりの基本方向を示すもの、として策定を進めております。

2の役割でございますが、新町のマスタープランとして機能する役割を有するという、また、本計画の策定は特例法に基づく様々な財政支援措置を受けるための前提条件ともなっているということでございます。

計画の位置付けでございますが、本計画は2町の振興計画との整合性を図りながら、それを基本としながら2町の速やかな一体性の確立及び均衡ある発展に資する施策を盛り込む、ということでございます。なお、具体的にまちづくりの方針や施策を定めることとなる振興計画につきましては、この計画の趣旨なりをふまえながら新町に策定を委ねることとなっております。

計画の構成としましては、合併後のまちづくりを考えるにあたり考慮すべきこと、合併にあたっての主要課題、新町におけるまちづくりの基本方針、主要施策、公共施設の統合整備及び財政の見通しを中心に構成をするということでございます。

計画の期間といたしましては、合併年度及びこれに続く10力年間という形でございます。

計画策定の目標期間でございますが、建設計画の素案、これにつきましては11月の末、今月の末を目標に取り組んでいるところでございます。建設計画（案）としましては、この提案の時期から2月下旬を目指しております。

計画の策定体制ですが、これにつきましては協議会の組織の中で企画部会がその他の部会と連携を図りながら進めております。

なお、この計画の策定にあたりましては、策定期間の短縮を図ることから業務の一部委託、そういうことを進めながら、さきの南那須地区合併協議会で作成したデータ、こういうものを極力活用しながら進めてまいりたいということで、これらのことを基本的に策定の方針として位置付けて取り組んでおりますので報告をいたします。

次に、63ページでございます。

馬頭町・小川町合併想定スケジュールの案でございますが、これにつきましては、上の方に小さな文字でありますように知事への合併申請までのスケジュールということで、これ以降につきましては後の協議会で又お示しをしたいというふうに考えております。

まず、一番上の2町議会のところをご覧いただきたいと思いますが、11月の中旬のところ、12日でございますが、2町の法定協議会設置議決がなされまして、16日、合併協議会の欄ですが、協議会が設置される。下へ行きまして栃木県でございますが、協議会設置届出ということになっております。このときには合併重点支援地域の指定申請も併せて行っております。合併協議会の欄の上の方へ行きまして、合併協議会の開催ということで、第1回からこの表では第9回まで2週間に1回程度の割合で開催を予定しております。詳しくは後で日程については申し上げたいと思います。

それから、合併の協定項目の協議でございます。真ん中付近にありますが、これが1月の中旬頃まで入っていると思いますが、これは建設計画を除く協定項目の協議ということで考えております。その下に新町の名称募集、要領確認から新町名称の決定、これは1月の中旬までを考えてございます。その下に建設計画素案策定でございますが、先程申し上げましたように、11月下旬の素案策定を目指しております。その素案策定ができましたならば、早速協議会の方に素案を提案いたしまして、県の方との下協議、事前協議に入りたい。その事前協議と場合によっては多少重なるかと思いますが、1月の下旬の頃には住民説明会を開きたい。この住民説明会のときには建設計画の中身と、それからその上で協定項目の協議というこ

とで行ってまいりました協定項目の内容も併せて住民説明会を実施すると。

これらを踏まえまして、2月の中旬頃には県との建設計画の本協議に入りまして、それが終了しましたら3月の中旬あたりには建設計画の確認を行いたい。それに基づきましてすべての協定項目の協議が終了しますので、3月の中旬には合併協定の調印、そして同じく中旬に合併の議決をいただいて3月の下旬には知事への申請をしてみたいと、このように考えているところでございます。

64ページをご覧いただきたいと思います。

先程申し上げた合併協議会の開催の予定でございます。2週間に1回の程度ということで一応この日程をとっております。基本的には木曜日ということでございますが、なかなか日程調整ができない場合は一部変更がございますが、このような日程で進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくご協力の程お願いいたしたいと思っております。

以上でございます。

議長（川崎和郎君） 今、新町計画の策定方針、それからスケジュール、それから協議会の日程等説明がありました。これらについて何かご意見ありませんか。

（発言する者なし）

議長（川崎和郎君） よろしいでしょうか。

（「はい」と言う声あり）

議長（川崎和郎君） それでは、何もありませんので、本日の協議議事を終了させていただきたいと思っております。皆様のご協力によりまして協議会の運営が大変スムーズに進められましたことを感謝申し上げます。進行を司会の方にお返ししたいと思います。ありがとうございました。

事務局次長（藤田悦男君） 川崎会長には議事進行、大変ありがとうございました。

5 その他

事務局次長（藤田悦男君） それでは、5のその他に移らせていただきます。

まず、次期合併協議会の開催でございますが、先程事務局長の方からありましたように、64ページにありますように12月3日の金曜日を予定しております。午後1時30分からということで、場所が会場の都合等がありまして農協会館グリーンパルの方を予定しております。後日、文書の方を差し上げたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

それと、もう一つでございますが、学識経験者の方には小封筒が入っていると思っております。必要事項等を記入していただいて、本日でなくて結構ですので、後日、報酬の支払い関係書類が入っているかと思っておりますが、よろしくお願いしたいと思います。

その他、委員の皆様から何かございますでしょうか。

(発言する者なし)

事務局次長(藤田悦男君) ないようでしたら……、もう一つ、綴りが1つ入っているかと思うんですが、この綴りなんですけれども、本当にすき間がないようになっていますが、ずるとずれるようになっていきます。たくさん綴れるようになっていきますので、小さいすき間で終わりということではなくて、広げていってください。だんだん広がっていきます。このような使い方で……、とれちゃいますので、とれても大丈夫です。差し込めばいいようになっていきますから、そのような使い方をお願いをできればと思います。名前も入っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

6 閉 会

事務局次長(藤田悦男君) 以上をもちまして、第1回馬頭町・小川町合併協議会を終了させていただきます。

本日は長時間にわたりまして慎重審議、大変ありがとうございました。

馬頭町・小川町合併協議会会議運営規程第7条第2項の規定により署名する。

平成16年11月22日

馬頭町・小川町合併協議会 議 長 川 崎 和 郎

委 員 大 金 伊 一

委 員 高 瀬 了